

先着順による市有地売払い応募要領

入札不落物件の申請を先着順で受け付け、随意契約により売払いします。

手続きの流れ

- 申請書提出 → 2. 売却決定通知 → 3. 契約締結 → 4. 売買代金支払 → 5. 所有権移転

随意契約による売払申請受付期間

令和8年1月21日（水）から令和8年8月31日（月）まで

開庁日 午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

最終日 午前9時から午後3時まで（正午から午後1時までを除く。）

※受付期間に変更が生じた場合は、ホームページにて告知いたします。

申請前に

- 申請の前に必ず現地を確認してください。
- 建物の内観を確認したい場合はご連絡ください。日程調整をさせていただきます。

申請手続き（先着順）

申請受付

- 栃木市が、最初に申請書類を受け付けた方を買受予定者とします。
- 先着順で市有地を売却するため、申請をされた時点で受け付けが終了している場合がありますが、ご了承ください。
- 各日の受付開始時点において、受付場所に複数の申請者がいた場合は、同着とみなし、抽選により受付順位を決定します。
- 申請書類に不備があった場合は、受け付けることができませんので、ご注意ください。
- 申請は、必ず受付期間中の受付時間内に受付場所までお越しになり、手続きをしてください。電話、郵送等による申請はできません。
- 売却決定の通知を受けた日から当該通知に記載する期限までに売買契約を締結しない場合は、買受けの権利を失います。この場合、次順位の申請者がいれば、その方を売却の相手方とします。

申請資格

【申請ができる方】

個人及び法人とします。また、共有名義で申請することもできます。

ただし、次に該当する方は申請することができません。

【申請ができない方】

- 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者（参考資料参照）
- 成年被後見人
- 被保佐人、被補助人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- 破産者で復権を得ていない者

- ・地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3の規定に該当する者
(公有財産に関する事務に従事する職員)
- ・国税、栃木県税、栃木市税その他栃木市に納入すべき公共料金等を滞納している者
- ・市外に本店を有する法人にあっては本店所在地の税等、市外に住所を有する個人にあっては住所地の税等を滞納している者
- ・既に所有している不動産に関し、現在、行政指導、罰則等を受けている者
- ・栃木市暴力団排除条例（平成23年栃木市条例第62号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第5号に規定する暴力団員等又は同条例第6条第1号に規定する密接関係者に該当する者
- ・本市が申請書類等を確認し、市有地壳払いに不適当と判断した者

(注)申請資格の確認のため、栃木警察署等関係機関に対して照会を行いますので、あらかじめ御了承ください。
なお、申請者が法人の場合は役員等を含みます。また、職権で確認ができない場合は、申請者本人に資料の提供等を依頼する場合がありますので、ご協力ををお願いいたします。

申請場所

栃木市 経営管理部 管財課（栃木市役所 本庁舎 3階）
栃木市万町9番25号（連絡先：0282-21-2601）

申請書類等

法人の場合		個人の場合	
栃木市普通財産壳払申請書	1通	栃木市普通財産壳払申請書	1通
添付書類		添付書類	
委任状（手続きを委任される方のみ）	1通	委任状（手続きを委任される方のみ）	1通
誓約及び納付状況等調査同意書	1通	誓約及び納付状況等調査同意書	1通
印鑑証明書	1通	印鑑登録証明書	1通
当該法人に関する登記事項証明書 (履歴事項全部証明書)	1通	本籍記載の住民票（世帯員全員が記載されたもの）（マイナンバーが記載されていないもの）	1通
役員に関する調書	1通		
栃木市税の納税証明書 本店所在地の納税証明書（市外に本店を有する場合のみ） (課税額を完納していることが確認できる書類)	各1通	栃木市税の納税証明書 住所地の納税証明書（市外に住所を有する場合のみ） (課税額を完納していることが確認できる書類)	各1通
その他持参するもの		その他持参するもの	
印鑑（実印）		印鑑（実印）	
窓口に来られる方の身分を証明する書類（マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等）		窓口に来られる方の身分を証明する書類（マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等）	

- 添付書類のうち、発行を受けるものについては、申請時点において発行日から3ヶ月以内のものを準備してください。
 - 添付書類を含め申請書類に不備がある場合は、受け付けることができません。
 - 添付書類を含め申請書類は返却しませんので、ご了承ください。
 - 共有名義で申請される場合は、共有者についても添付書類が必要です。
- ※添付書類は必ず現状と合致するものを提出してください。特別な理由がある場合は、提出時にその旨をご説明ください。

契約の条件等

- 「売払い決定通知」に記載する期限までに、契約を締結していただきます。
- 契約場所は申請場所と同じく「栃木市 経営管理部 管財課」です。
- 売買契約締結から引渡しまでの間に、売買物件が、市の責任でない原因により滅失し、又はき損した場合の損失については、買受者の負担となります。
- 栃木市は、売買契約締結後、売買物件に契約の内容に適合しないものが発見された場合、買受者が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に規定する消費者である場合には、引渡しの日から2年間に限り、買受者からの協議に応じるものとします。

留意事項

【本市における契約の選択権】

- 市有地売払いの申請がなされたとしても、必ずしも本市が売買契約に応じるとは限りません。栃木市普通財産売払申請書に記載の使用目的、申請書類等を確認し、当該申請者に売却することが適当でないと判断した場合は、売却することができないほか、その必要があると本市が判断した場合は、売買契約に条件、特約、用途指定等を付し、又は売買契約を締結しないことがあります。

売買代金の支払い方法

売買代金の支払方法は、次の2通りがあります。なお、売買代金の分割納付はできません。

(1) 一括払い

売買契約締結と同時に全額納付していただきます。

(2) 契約保証金払い

売買契約締結と同時に、契約保証金として売買代金の1割以上を納付していただき、売買契約締結日から3ヶ月以内に、残金を納付していただきます。なお、納付期限までに売買代金が完納されなかった場合は、契約保証金は栃木市に帰属し、返還いたしません。

所有権の移転、費用負担等

- 所有権の移転の時期は、売買代金が完納されたときとし、所有権が移転したときをもって、物件を現状有姿のまま引き渡したものとします。（現地での立会いは行いません）。
- 所有権移転登記については、物件の引渡し後、栃木市が行いますので、登記に必要な書類を提出していただきます。
- 土地売買契約書（市保管のもの1部）に貼付する収入印紙、所有権移転登記に必要な登録免許税等、売買契約の締結に関する一切の費用については、買受者の負担となります。

物件に関する注意事項

- 物件は、現状有姿での引渡しとなりますので、必ず現地等の調査・確認を行ってください。
- 物件調査は、申請者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず申請者ご自身において、現地及び諸規制についての調査・確認を行ってください。また、建物の内観を確認したい場合はご連絡ください。日程調整いたします。

- ・工作物・道路構造物等の越境、埋存物等についても、極力特記事項に記載しておりますが、現況と相違している場合は、現況が優先します。
- ・物件の敷地内及び敷地上空又は隣接地等に電柱（電信柱、電柱附属物・電線等を含む。）・支線・ゴミ置き場・道路設置物（ガードレール等）・道路標識（カーブミラー等を含む。）等がある場合の移設・撤去等の可否等の取扱いについては、設置者、管理者等にお問い合わせください。栃木市ではこれらについて対応できませんのであらかじめご了承ください。
- ・物件内にある工作物の補修、移設、改修、撤去及び再建築並びにその費用負担等については、栃木市では対応いたしません。
- ・地中埋設物調査は行っておりません。
- ・土壤汚染調査及び地盤に関する調査は行っておりません。
- ・物件によっては、上下水道設備、ガス設備、電気設備等が敷設されていますが、経年劣化による影響等については確認しておりません。これらの敷設設備の補修、移設、改修、撤去及び再建築並びにその費用負担等については、栃木市では対応いたしません。
- ・物件及び隣接地の擁壁、直壁、ブロック塀等について、地上及び地中にて境界を越えている場合があります。これら越境物の補修、移設、改修、撤去及び再建築並びにその費用負担等、隣接地権者等との協議等については、栃木市では対応いたしません。
- ・物件の敷地内に、樹木、切り株、雑草等がある場合、その剪定、除去、伐採等の費用負担等については、栃木市では対応いたしません。ごみ、ガラ、碎石等の除去についても同様です。
- ・金融機関等からの借入金の担保のために、所有権移転登記時に抵当権設定登記の同時申請をされる場合は、申請から契約締結時までに必ずご相談ください。
- ・共有名義で売買契約を締結する場合は、当該共有名義で所有権移転登記を行います。
- ・買受者は、物件の所有権移転登記前に、当該物件に係る一切の権利義務を第三者に譲渡することはできません。
- ・中間省略登記には応じません。
- ・物件の取得に伴い、原則として不動産取得税（県税）が課税されますので、ご留意ください。
- ・物件を金融機関等からの融資により購入する場合は、金融機関等の事前審査等により融資が確定してから申請してください。市との契約では、買受者と金融機関等との間で金銭消費貸借契約（ローン契約）が成立しない場合でも、入札保証金及び契約保証金を返還することはできません。
- ・買受者は、所有権移転の日から10年を経過する日まで、売買物件を産業廃棄物集積所その他の近隣環境に害を与える用途に供してはいけません。
- ・栃木市は宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）に基づく「宅地造成等工事規制区域」に指定されており、盛土等を行う場合は、事前に、栃木県国土整備部都市政策課盛土安全推進班との協議及び許可又は届出が必要となる場合があります。
- ・「物件調書」に掲載した情報は、令和7年10月1日現在のものです。

その他

- ・先着順による市有地売払いの中止、受付終了等に関する情報は、市ホームページにて告知いたします。

問合せ先

栃木市 経営管理部 管財課

連絡先：0282-21-2601

地方自治法施行令（抄）

（一般競争入札の参加者の資格）

第百六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
 - 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者
- 2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
 - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
 - 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できることとされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。